



「1トン未満フォークリフトの運転の業務に係る特別教育」開催について

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、省令で定める危険又は有害な業務に就業させるときは、省令に定める特別の教育を行わなければならないこととなっており、「最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務」に従事するには特別教育が必要(労働安全衛生規則第36条第5号)です。ついては最大荷重1トン未満のフォークリフトの業務に従事する方を対象に下記の通り教育を実施しますのでご案内申し上げます。

学科及び実技教育修了者には特別教育修了証を交付いたします。

記



1. 日 時 令和7年10月30日(火) 9:20～17:00
2. 場 所 青色会館 5F 会議室 (小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容 1) 走行、荷役装置構造及び取り扱いの方法に関する知識
2) 運転に必要な力学の知識
3) 関係法令 (当日は学科教育のみ)
★実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は修了証を取得されている方)し、
実技修了証明書を12月5日(金)までに郵送にて提出して頂きます。(事務所持参も可)
詳細は学科教育当日に説明いたします。
【注意】 1トン未満のフォークリフトでの実技実習が可能かご確認ください
4. 受講資格 満18才以上
5. 会 費 **【会員】 9,250円** (受講料 7,110円、テキスト代1,340円、弁当代800円)
【一般】 12,250円 (受講料10,110円、テキスト代1,340円、弁当代800円)
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
6. 定 員 36名
7. 申込方法 NET申込み ※参照
8. 申込期限 10月21日(火)まで
9. 申込取消 10月24日(金)まで それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承ください

* 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

【※ NET申込みの方法】

小田原支部ホームページからの NET申込み

NET申込み方法については、次ページフロー を参照ください。

【NET申込みのメリット】

- ① 会員様は会員価格から、更に「300円引き」になります。(一部適用外講習あり)
- ② 受講票／適格請求書／申込明細 が申し込み段階で、印刷出力することが出来ます。
- ③ NETメンバー登録が必要ですが、一度登録すれば、以降、事業場基本情報の入力は不要になります。

【小田原支部ホームページからのNET申込み方法】

